

2 監 査 第 6 4 号
令 和 2 年 8 月 4 日

請 求 人
名 古 屋 市 西 区
北 見 昌 朗 様

愛 知 県 監 査 委 員 篠 田 信 示

同 川 上 明 彦

同 山 内 和 雄

同 伊 藤 辰 夫

同 石 井 芳 樹

地 方 自 治 法 第 242 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 住 民 監 査 請 求 に つ い て
(通 知)

令 和 2 年 6 月 10 日 付 け で 提 出 の あ り ま し た 地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号)
第 242 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 住 民 監 査 請 求 (以 下 「 本 件 住 民 監 査 請 求 」 と い
う 。) に 係 る 監 査 の 結 果 は 、 別 紙 の と お り で す 。

別紙 本件住民監査請求に係る監査の結果

第1 請求の内容

本件住民監査請求については、請求人から令和2年6月10日付けで提出された愛知県職員措置請求書及び事実証明書並びに同年7月6日に請求人が行った陳述により、請求の内容は、次のとおりと認めた。

1 請求の対象となる職員又は機関

愛知県知事（以下「知事」という。）

2 請求の対象となる財務会計行為

新型コロナウイルスの感染者情報を漏えいした問題（以下「本件漏えい問題」という。）に関して、被害者490名に損害賠償金（本監査結果では、請求人が使用する「慰謝料」という用語ではなく、「損害賠償金」という用語を使用する。）1,772万円を支払うに当たり、税金を使うこと。

3 上記の行為が違法・不当である理由

感染者情報の漏えいは、職員の起こした重大な失態であり、本来なら知事が謝罪し、知事及び職員が責任を取るべき問題である。

それなのに、知事の謝罪もなく税金が使われるのは、違法であり、不当である。

4 請求する措置

被害者に対して支払った損害賠償金相当額を、全額、県財政に返金すべし。

また、本件漏えい問題への対応のために、職員が残業をして時間外勤務手当及び休日勤務手当（本監査結果では、請求人が使用する「残業代」という用語ではなく、「時間外勤務手当及び休日勤務手当」という用語を使用する。）が支払われたら、その時間外勤務手当及び休日勤務手当（以下「時間外勤務手当等」という。）を、県財政に返金すべし。

第2 要件審査前の請求の内容の整理

1 請求人の監査請求は、第1に記載のとおりであるが、第3において要件審査を行うに当たり、請求人の法的な真意を考慮して、以下のとおり整理する。

2 請求人の求めた監査は、以下の2点に整理できると考えられる。

(1) 本件漏えい問題に関して、被害者に損害賠償金を支払うこと自体を否定しているのではなく、愛知県（以下「県」という。）が税金から支払うべきものではなく、知事及び当該職員の各個人が損害賠償責任を負担すべきであり、県が被害者に損害賠償金を支払えば、知事はその損害賠償金相当額

の損失を県に補填しなければならない。

仮に、県が損害賠償責任を負担すべきものであったとしても、県が被害者に損害賠償金を支払えば、県は知事に対して、その全額につき求償権を行使すべきである。

(2) 本件漏えい問題に関して被害者への損害賠償金支払の処理及び手続について、職員に時間外勤務手当等が支払われていたのであれば、知事は時間外勤務手当等相当額の損失を県に補填しなければならない。

3 なお、請求人は、監査委員が監査を行うに当たり地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第7項に基づき行った請求人の陳述の機会に、本件漏えい問題への対応のために支払われた通信費、交通費等の諸経費があると思うので、これらの金額についても明らかにしてほしい旨の希望を述べたが、これは、同条第1項の求める所定の請求手続からして新たな監査請求として取り扱うことはできない。

第3 要件審査

本件住民監査請求が地方自治法第242条第1項の要件に適合しているかどうかについて審査を行ったが、その結果は次のとおりである。

1 本件住民監査請求における損害賠償金に関する部分

新型コロナウイルス感染症に関するWebページ（以下「感染症ページ」という。）に患者の氏名、入院先医療機関、入院日、転院先医療機関、転院日、退院日、発生届提出保健所、クラスターの名称及び分類（以下「非公開情報」という。）が掲載された者に対して損害賠償金が支払われることが、地方自治法第242条第1項で規定される財務会計上の行為に当たるか否かについて検討を行った。

この点、県は、第5 1(5)及び(6)に記載のとおり、要件審査の時点においては、感染症ページに非公開情報が掲載された者490名に対して損害賠償金を支出していない。しかしながら、感染症ページに非公開情報が掲載された者490名のうち323名に係る損害賠償の額の決定及び和解についての議案並びに損害賠償に係る歳入歳出補正予算案を愛知県議会（以下「県議会」という。）が可決している。

残りの167名に対する損害賠償について、県は損害賠償金を支出していないだけでなく、損害賠償の額の決定及び和解並びに損害賠償に係る歳入歳出予算についての県議会の議決もなされていないが、感染症ページに非公開情報が掲載された者のうち、少なくとも上記323名の者に対して損害賠償金が

支払われることは、地方自治法第 242 条第 1 項に規定する公金の支出が相当な確実さをもって予測される場合に当たるといえる。

損害賠償金の支払は、同項で規定される財務会計上の行為に当たると認められる。このほかの点についても、同条の要件を欠くものは認められない。

よって、本件住民監査請求における損害賠償金に関する部分は、同条の要件に適合しているものと認め、適法な請求であると判断した。

2 本件住民監査請求における時間外勤務手当等に関する部分

請求人は、本件漏えい問題への対応業務のため、県が職員に時間外勤務手当等を支払う場合、知事は時間外勤務手当等相当額の損失を県に補填しなければならないとの主張において、県が職員に時間外勤務手当等を支払うことは、県の財務会計上の行為であることは言うまでもない。しかし、本件において、時間外勤務手当等の支払が行われたか、あるいは、支払が相当な確実さをもって予測される場合に当たるかについて、地方自治法第 242 条第 1 項の規定により時間外勤務手当等の発生の有無を証する書面が必要なところ、その提出はなく、同項の要件に適合しているといえない。

よって、本件住民監査請求における時間外勤務手当等に関する部分については、不適法な請求であると判断した。

第 4 監査の実施

1 監査対象事項

感染症ページに自身に係る非公開情報が掲載された者に対する県の損害賠償金

2 監査対象機関

感染症対策局感染症対策課

第 5 監査結果

1 認定した事実

(1) 感染症ページへの非公開情報の掲載について

ア 経緯

令和 2 年 5 月 5 日午前 9 時 30 分頃、感染症ページに非公開情報を含む「県内発生事例一覧表」を誤って掲載し、同日午前 10 時 15 分頃に当該一覧表を感染症ページから削除するまでの間、閲覧可能な状態となっていた。

なお、当該掲載手続は、保健医療局健康医務部健康対策課新型コロナ

ウイルス感染症対策室（同月20日、保健医療局に感染症対策局を設置したことに伴い感染症対策局感染症対策課へ名称を変更。以下、名称変更の前後を問わず「感染症対策室」という。）によって同月4日に行われ、同月5日に自動的に掲載されるよう設定されていた。

イ 「県内発生事例一覧表」に掲載することとされている情報

発表日、年代・性別、国籍、住居地、接触状況及び備考（県、名古屋市又は中核市別の発生事例番号）

ウ 「県内発生事例一覧表」に誤って掲載した情報

患者の氏名、入院先医療機関、入院日、転院先医療機関、転院日、退院日、発生届提出保健所並びにクラスターの名称及び分類

エ 感染症ページに非公開情報が掲載された者の数

490名

(2) 県のWebページへ情報を掲載する手順等について

ア 感染症対策室は、新型コロナウイルス感染者情報を掲載するに当たって、Webページを作成及び更新するための職員用システムである「Web作成支援システム」を利用していた。

イ 県が定める愛知県民情報システム運営管理要領は、Webページの作成等又は決裁を行う者について、以下のとおり定め、所属長はこれらの者をあらかじめ指名し、「Web作成支援システム」を利用できるように登録しなければならないとしている。

(ア) Webページ等担当者（以下「担当者」という。）

Webページ等の作成及び更新を行う者で、所属長が指名した者を行い、グループ班長等の指示によりWebページ等を作成又は更新することができる。

(イ) Webページ等第一決裁者

所属内のWebページ等の一次承認を行う者で、所属長が指名した担当者の班長等を行い、担当者が作成又は更新したWebページ等について、掲載内容の適正確認及びアクセシビリティの確認を行い、一次承認する。

(ロ) Webページ等第二決裁者（以下「第二決裁者」という。）

所属内のWebページ等の二次承認を行う者で、県が定める情報化リーダー等設置要領に基づいて所属長が指名したWeb管理担当者等を行い、一次承認したWebページ等について、アクセシビリティの確認を行い、二次承認する。

なお、第二決裁者は、「Web作成支援システム」において同システム上の全ての作業を実施できるよう設定されている。

ウ 感染症対策室においては、業務量の増大や、休日を含めて毎日感染症ページの更新業務が行われることを考慮して、非公開情報を感染症ページに掲載した手続を行った令和2年5月4日の時点では、「県内発生事例一覧表」を感染症ページへ掲載する担当者1名にも第二決裁者としての権限が付与され、複数人による確認を行わず、一人の担当者が「県内発生事例一覧表」の掲載の申請と承認を行うこともあった。

(3) 感染症ページに非公開情報を掲載した原因について

ア 感染症対策室の担当者が、「県内発生事例一覧表」を掲載するに当たって、掲載するエクセルファイルの中にある3枚のシートのうち、非公開情報が含まれた2枚のシートを削除することを失念し、かつ、同人がそのことに気づかないまま掲載手続を行ったことにより、非公開情報が掲載された。

イ 非公開情報が掲載された令和2年5月5日の掲載手続については、同月4日に行われたが、同日は当該手続を行う調整グループの職員4名が出勤していたが、複数人によるチェックを行っておらず、担当者が一人で「県内発生事例一覧表」の掲載の申請と一次承認及び二次承認の手続を行っていた。

(4) 感染症ページに非公開情報が掲載された者への対応について

ア 令和2年5月28日、県は、非公開情報が感染症ページに掲載されたことの重大性に鑑み、感染症ページに非公開情報が掲載された者490名に対して金銭による賠償を行う旨を感染症ページへの掲載等により発表した。

イ 損害賠償の額は、感染症ページに患者の氏名を含む非公開情報が掲載された者396名に対しては、一人当たり4万円とし、患者の氏名以外の非公開情報が掲載された者94名に対しては、一人当たり2万円とした。

(5) 県議会に対する損害賠償の額の決定及び和解についての議案並びに損害賠償金に係る歳入歳出補正予算案の提出及び県議会の議決について

ア 県は、感染症ページに非公開情報が掲載された者に対し、国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項に基づく損害賠償を行うこととした。

イ 令和2年6月17日、知事は、県が定めた損害賠償額を支払うことにより感染症ページに非公開情報が掲載された件について解決することを承諾する旨の書面（以下「承諾書」という。）を同月10日までに提出した323

名に関し、損害賠償の額の決定及び和解についての議案並びに当該損害賠償金1,170万円に係る歳入歳出補正予算案を県議会に提出した。

ウ 令和2年7月6日、県議会は、上記イの議案を可決した。

(6) 損害賠償金の支払について

ア 県は、感染症ページに非公開情報が掲載された者490名のうち承諾書を提出した者323名については、令和2年7月21日に損害賠償金を支払った。

イ 県は、上記アの承諾書を提出した者323名を除く167名については、承諾書が提出されれば、それを月1回程度の期間で取りまとめた上で、順次、損害賠償金を支払うこととしており、その1回目として、令和2年7月21日付けで、同月20日までに承諾書を提出した者72名に関し、損害賠償の額の決定及び和解について専決処分するとともに、当該損害賠償金254万円に係る歳入歳出補正予算を専決処分した。

2 判断

以上の認定した事実に基づき、請求人の主張を踏まえ判断する。

(1) 損害賠償金に関する部分について（その1）—国家賠償法の適用等—

ア 請求人の請求のうち損害賠償金に関する部分は、「県ではなく、知事及び当該職員の各個人が損害賠償責任を負担すべきであり、損害賠償金を税金により支出することは違法、不当である」との主張に基づいている。

これにつき、国家賠償法第1条第1項は、公共団体（県）の公権力の行使に当たる公務員が、職務を行うについて、違法に他人（被害者）に損害を加えたときは、公共団体（県）が損害賠償責任を負担すべきこと、同条第2項は、公務員に故意又は重過失があったときに限り、公共団体（県）は公務員に対し求償することができる」と明記している。

このため、被害者は、公務員が公権力の行使として行った職務に関して損害が発生した場合、公務員個人に対し損害賠償請求をすることはできず、県が損害賠償責任を負担することになる。

したがって、県のWebページに情報を掲載することが「公権力の行使」に該当するのであれば、職員が感染症ページに誤って非公開情報を掲載したことにより発生した損害賠償金の支払は、県が行うべきものであり、県がその支払を行うことについて違法又は不当とはいえない。

イ そこで、県のWebページに情報を掲載することが「公権力の行使」に該当するか否かを検討することになる。

「公権力の行使」については、複数の学説はあるものの、現在の判例・通説は、純粋な私経済的作用と国家賠償法第2条によって救済される営

造物の設置又は管理作用を除く全ての作用を含むと解されている。また、国家賠償法の適用がある場合、上記のとおり公務員に故意や重過失がない限り求償権も発生しないものとしているのは、公務員が萎縮して行政の停滞をもたらすことのないようにとの制度趣旨も認められる。この点からも、本件において職員が県のWebページに情報を掲載することについて、もちろん注意は必要であるが、一応安心してその職務に取り組むことが期待されるのであって、その視点からも、県のWebページに情報を掲載することは、「公権力の行使」に該当すると考えられる。

ウ 当該損害賠償金の支払手続に関し、県は、感染症ページに非公開情報が掲載された者から承諾書を徴しており、県議会においても、同人らに関する損害賠償の額の決定及び和解についての議案並びに損害賠償金に係る歳入歳出補正予算案について可決している。

エ よって、当該損害賠償金の支出は、国家賠償法の規定による県の賠償責任に基づき、適法な手続により適正に支給されるものであって、県が当該損害賠償金を支払うに当たり公金を支出することが、違法又は不当であるとは認められない。

(2) 損害賠償金に関する部分について（その2）

請求人は、仮に県が国家賠償法第1条第1項に基づき損害賠償責任を負担すべきものであったとしても、県が被害者に損害賠償金を支払えば、県は知事に対して、その全額につき同条第2項の規定に基づき求償権を行使することを求めているものと解される点につき検討する。

この点、本件漏えい問題について、そもそも知事が同条第1項にある「公権力の行使に当たる公務員」に該当するか否かを言及するまでもなく、本件経過及び第5-1で認定した事実によれば、知事に同条第2項にある求償権行使の前提となる故意や重過失をうかがわせる事実は認めることができない。

よって、請求人の求償権行使の請求を認めることはできない。

3 結論

以上述べたとおり、本件住民監査請求のうち、損害賠償金に関する部分については、いずれも理由がないものと認められるので棄却し、その余の部分については、不適法な請求であるので却下する。